

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道 製作責任者 ■ 田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

カットオフ条約

米国、FMCT草案を提示

検証体制、既存の備蓄問題に消極的

米国のラドメーカー国務次官補代行は、5月18日、ジュネーブ軍縮会議(CD)に対して「兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の草案を提示した(2ページ・資料1参照)。しかし、この草案には、過去の国際合意に反して、国際的な検証体制に関する条項が入っていない。米国は04年7月に、それ以前の政策を転換して、検証可能なFMCTを追求する姿勢がないことを表明していたが、その路線を今回も踏襲した形である。検証の問題も含めて、米国家の問題点を以下で3点指摘したい。

CDを人質に取る米国

第一に、米国が、FMCTのみをCDの議題として取り扱うよう他国に迫っている点である。

これまで、CDの行き詰まりを打開するために、4つのテーマ(FMCT、核軍縮、大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)、消極的安全保証)の特別委員会を並行して設置する調停案が提案されてきた¹。それに対して、ラドメーカー氏は、CDでの演説において、FMCT以外の3点に関する交渉の必要は現在にはないと述べ、それらの問題とFMCTをひとつのパッケージにすることを交渉の開始条件とする他国の姿勢を「人質取り」に等しいとして批判した²。

「まずはできることから」というこの米国のアプローチは一見合理的に見える。しかし、ラドメーカー氏は、さきほどの演説の締めくくりに部分において、5月に新しく米国のCD大使に指名されたクリスティーナ・ロッカ氏が「最後の」CD大使にならないようにするために、米国と協働することをすべての代表に求める、と発言している。米国の主張する交渉のやり方を受け入れないならば大使引き上げも辞さないとい

るこの態度は、マイケル・クレボン(ヘンリー・L・スチムソン・センター)が指摘するように、それ自体、CDを「人質に取る」ものだと言える³。

検証体制なきFMCT

第2の問題は、米草案が、国際的な検証体制に関する条項を含んでいないという点だ。ラドメーカー氏は、検証の第一義的責任は、各主権国家にあると主張している。

今号の内容

米、検証のないカットオフ提案

<資料> 条約案抜粋、シャノン報告

米印原子力協力に反対強まる

— 米議会、供給国グループ総会

米高裁、NEPAで画期的判決 —

原子力空母は?

【連載】いま語る8 横井久美子さん

(シンガー・ソングライター)

ここで、別掲(3ページ)のシャノン報告(95年)を改めて思い出さねばならない。同報告は、94年1月にFFMCT問題の特別コーディネーターに任命されたカナダのジェラルド・シャノンCD大使が、各国代表からの意見聴取の後に完成させた報告書である。それによれば、各国は、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉をCD特別委員会の委託任務とする点で一致していた。この同じ目標は、2000年のNPT再検討会議最終文書でも確認されている。いずれも、米国が同意した内容である。

日本政府は、検証可能なFMCTが可能であるとし、その実現を繰り返し主張してきた⁴。ところが、5月16日に提出したワーキング・ペーパー(CD/1774)においては、「FMCTにおける『検証』の必要性に関する一般的な議論を行うより、それぞれの具体的なカテゴリーに関するより詳細な検討を行うことが重要だ」と述べている⁵。また、FMCT交渉によるCDの再活性化への強い期待を述べている。日本政府の米草案への態度は不透明である。

既存の備蓄をどうするか

第3に、米草案は、生産禁止の対象を「将来の生産」にのみ限定し、既存の備蓄には手を付けないとの立場をとっている。この点については、5大国(米・露・英・仏・中)がすべて一致している。シャノン報告においても、「過去の生産についての考慮」を「特別委員会で提起することを妨げるものではない」という緩やかな表現になっている。

日本政府は、前述のワーキング・ペーパーにおいて、核兵器国を念頭に置いて、核兵器から出た余剰の核分裂性物質を核兵器用に「再利用」すること、および、非核兵器用途の既存および将来の核分裂性物質を核兵器用に「転用」することを禁止すべきなどの主張を行っている。実際には、核兵器国の備蓄を一定程度FMCTの規制対象にすることを志向しているとみられる。

「再利用」禁止については、米・露・IAEA間の三者構想が一部始まっており、「転用」禁止については、任意の申告に基づいて、各核兵器国とIAEAとの間での限定的な保障措置が行われている。これらの内容をより厳密な定義のもとにFMCTに含めることは、核軍縮に貢献することになるで

を生産しないようにし、その締約国に対してこの条約が発効した後に生産された核分裂性物質を核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用することがないようにするための必要な措置を取らねばならない。

- この条約の目的のために、いかなる締約国も、国家主権の尊重を含め、一般的に承認された国際法の原則と両立する形で、各国ごとの方法および手法を用いて得られた情報を利用することを妨げられない。
- ある締約国によるこの条約の条項適用に関して生じたあらゆる疑問は、当該締約国と、事態の解明を求める締約国との間の協議を通じて解決されなくてはならない。
- 加えて、いかなる締約国も、その他の締約国によるこの条約の条項遵守に関する懸念について、この条約の締約国の注意を喚起することができる。また、その問題を検討するため、条約の締約国を召集するよう寄託者に要求することができる。
- いかなる締約国も、この条約の適用に関連して、国際の平和と安全を維持する主な責任を担っている機構としての国連安全保障理事会の法的権限の範囲内にある問題が生じたときと考えるときには、その問題の検討を安全保障理事会に要求することができる。要求国は、この問題に関連する証拠を提出しなければならない。

第4条 (署名と批准の手續) <略>
第5条 (寄託者) <略>

資料1

米国による核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)草案

2006年5月18日

委託任務草案

1 軍縮会議は、「核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止」に関する特別委員会を設置することを決定する。

2 軍縮会議は、特別委員会に対して、核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する非差別的で多国間の条約について交渉を行うことを命じる。

3 この特別委員会は、軍縮会議に対して、(日付)までにその任務の進展について報告する。

核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質の生産停止に関する条約案

この条約の締約国(以下、「締約国」という)は、次のとおり協定した。

第1条 いずれの締約国も、その締約国に対してこの条約が発効した後は、核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質を生産したり、その後生産されたいかなる核分裂性物質をも核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用したりしてはならない。

第2条 この条約の目的のために、

1 「核分裂性物質」とは以下のものを意味する。

(a) プルトニウム(ただし、その同位体の構成においてプルトニウム238が80%を超えるものをのぞく)

(b) 同位元素ウラン233あるいはウラン235の濃縮度が、単体あるいは合計において20%を超えるウラン、あるいは、

(c) 上記の(a)及び(b)に定義された物質を含むあらゆる物質。

2 「核分裂性物質を生産する」とは以下のことを意味する。

(a) 放射性核物質における核分裂性生成物からいかなる核分裂性物質をも分離すること、

(b) 同位体の分離によって、プルトニウム中においてプルトニウム239を濃縮すること、あるいは、

(c) 同位体の分離によって、ウラン中においてウラン233あるいはウラン235を単体あるいは合計でそれらの同位元素における含有量が20%以上になるまで濃縮すること。

第3条

1 各締約国は、その領域において、あるいは、その管轄あるいは管理下にあるいかなる場所においても、すべての人間および主体が核兵器あるいはその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質

ある。

「検証」めぐり食い違う米国とインド

最後に、本誌前号でも取り上げた、米印原子力合意との関連について一言触れておきたい。

まず指摘すべきは、インドが検証可能なFMCTを求めているという事実だ⁶。すでに核分裂性物質の生産を停止している5大国が、同物質の生産を続けているインド・パキスタン・イスラエルの核開発にブレーキをかけるためには、FMCTが特に有効な手段だと90年代以降考えられるようになってきた。その経緯からすると、核開発に対する意欲の衰えていないインドが検証可能なFMCTをどこまで本気で求めているのかはやや疑問の残るところではあるが、いずれにせよここで重要なのは、民生原子力協力の合意を取り交わしている米国とインドが、インドの核兵器開発を止めるために緊要だと見られているFMCTの主要な論点について一致していないということである⁷。

他方で、米国とインドは、既存の備蓄をFMCTの枠外におくという点では一致している。

米国草案はこのようにさまざまな問題点を抱えている。各

国の反応が今後出てくることになるので本誌ではそれを注視したい。効果的な検証体制の構築は可能であるという主張、また交渉の対象をFMCTに限定する必然性はないという主張が必ず出てくるであろう。一方でCDを軌道に乗せるためにこの状況をどう使うかという観点からの議論も出てくるであろう。(山口響、梅林宏道)

<注>

- 1 過去にCD議長を務めたことのある5人の大使が2002年から03年にかけて行った提案。通称「A5案」と呼ばれる。『核兵器・核実験モニター』第195号(2003年9月15日)参照。
- 2 演説の内容については、以下を参照。
geneva.usmission.gov/Press2006/0518RademakerCDstatement.html
- 3 www.stimson.org/pub.cfm?id=293
- 4 『核兵器・核実験モニター』第217号(2004年9月1日)参照。
- 5 documents.un.org/simple.aspより検索可能。
- 6 たとえば、インドのジャヤント・ブラサドCD大使が5月17日に行なった演説を参照。www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches06/17MayIndia.pdf
- 7 この点について指摘しているのは、米「軍備管理協会」のダリル・キンボールである。www.armscontrol.org/pressroom/2006/20060518_FMCT_Proposal.asp

第6条

- 1 この条約は、次に掲げるすべての国々が批准書を寄託した日に効力を生ずる：中華人民共和国、フランス共和国、ロシア連邦、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国。
- 2 条約発効に関して第1項に定めた条件が満たされた後に批准書あるいは加入書を寄託した国家については、条約は、その国家が批准書あるいは加入書を寄託した日をもって発効する。

第7条

- 1 各締約国は、この条約の対象である事項に関係する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使して、この条約から脱退する権利を有する。締約国は、条約脱退の日から3ヶ月以上前に書面によって寄託者に脱退を通知しなくてはならない。そうした通知には、通知国が自国の至高の利益を危うくしていると考えた異常な事態に関する記述を含まなくてはならない。
- 2 この条約は、発効の日から15年間効力を有する。締約国は、条約の期限切れから6ヶ月以上前に会合を持ち、条約の効力を延長するか否かを決定しなくてはならない。締約国の総意によって、条約を延長することができる。

第8条 (正文) <略>

(訳:ピースデポ)

(出典)

geneva.usmission.gov/Press2006/0518DraftFMCT.html

資料2

「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」を交渉するための、もっとも適切な仕組みに関するカナダのジェラルド・E・シャノン大使の報告(抄)

1995年3月24日 CD/1299

(前略)

今年の会期の初め、CDは委託任務についての協議を継続することを決定しました。それ以来、私は数多くの協議を重ねてまいりました。その結果、各国代表は特別委員会の委託任務は国連総会決議48/75Lに基づくべきであるということに一致したことを、ここに喜びをもってご報告いたします。それは次のようなものです。

- 1 .CDは、「核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止」に関する特別委員会を設置する。
- 2 .CDは、特別委員会に、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」の交渉を行うことを命じる。
- 3 特別委員会は、1995年会期の終了までに、交渉の進展についてCDに報告する。

協議の過程において、多くの国の代表は、条約の適切な義務範囲など核分裂性物質に関連するさまざまな問題について懸念を表明しました。何か国かの代表は、特別委員会に与えられた委託任務は核分裂性物質の将来の生産についてのみ考慮することを許しているという見解を表明しました。他の国の代表は、委託任務は将来のみ

ならず過去の生産についての考慮を許すものであるという見解を示しました。さらに他の代表は、(過去や将来の)核分裂性物質の生産に関するのみならず、核分裂性物質の管理に関しても考慮がなされるべきであるという見解を示しました。

議長、特別委員会の設立にあたっての委託任務は、何人も上記のような諸問題を特別委員会で提起することを妨げるものではないということで、各国代表は一致しております。

(後略)

(訳:ピースデポ)

(出典)

www.acronym.org.uk/fissban/shannon.htm
年鑑『核軍縮と非核自治体・2002』193ページに全訳。

米印原子力協力

に反対強まる

米議会、供給国グループ総会

核不拡散体制を根底から崩しかねない米国とインドのあいだの全面的原子力協力の合意(06年3月2日。本誌前号参照)に対して、米国内外における反対意見が勢いを増している。この合意が実行に移されるためには、米国の1954年原子力法の修正と現在45か国が参加している原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインに照らした承認が必要である。6月1-2日、ブラジリアでNSG総会が開催されたが、スウェーデン、ニュージーランド、日本などの慎重論で合意に至らなかった。10月に開催される会議間協議において審議される。また、米議会には3月16日に原子力法修正案が上程されているが、米国の不拡散体制を作ってきた議員から強い反発が出ている。(追記:6月27日に米下院委員会、29日に上院委員会が、それぞれ原子力法修正案を可決した)

以下には、この問題の近況を伝えるために核軍縮議員ネットワーク(PNND)国際コーディネーターが会員の各国議員にあてた手紙と、ドイツの連邦議会議員が呼びかけて作成した米議会議員宛の訴え文を掲載する。(編集部)

米印原子力 取り引きについての 最新報告

06年6月4日

核軍縮議員ネットワーク(PNND)国際コーディネーター
アラン・ウェア

PNNDメンバーの皆さま、

5月上旬に、PNNDメンバーであり、ドイツ連邦議会軍縮・軍備管理・不拡散小委員会議長であるウタ・ツァプフ(Uta Zapf)議員からの提案によって、米議会に向けての「米国とインドの民生原子力協力に懸念を表明する議員からの書簡」が起草されました。

この書簡は、オーストラリア、ベルギー、カナダ、EU議会、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、ニュージーランド、スコットランド、南アフリカ、スペイン、タンザニア、英国、そしてジンバブエの主要な議員によって支持が表明されており、米国の下院国際関係委員会の議員、上院国際関係委員会の議員、及び原子力供給国グループ(NSG)の各国政府に対して配布されました。

5月下旬、米国政府は、NPT(核不拡散条約)に加盟しておらずフルスコープの保障措置を受けていないインドを含む国々への原子力技術の輸出入や協力に関する国内

法規制(ならびに、国際的規制)を緩めることに対して米国議会と原子力供給国グループからの協力を得ようとした。

6月3日に、ロサンゼルス・タイムズ紙は、米議会と原子力供給国グループの反対によって、米印原子力合意は停滞しており、完全に無効になることもありえると報道しました¹。ロサンゼルス・タイムズ紙は、「ブッシュ政権関係者は、『米国がインドの民生核プログラムを助けることによって、世界全体の石油の奪い合いを緩和し、環境を改善させ、米国の産業にとって貴重なマーケットを生み出すことになる』と主張している。しかし、核拡散を懸念する議員たちは、米国は多くを失うのではないかと懸念している。たとえば、この米印合意は中国にパキスタンとのより密な協力関係に向かわせ、ロシアにイランの原子力開発への援助を増大させるといったことを助長するのではないかと彼らはおそれている」と述べています。

また、同紙によると、米国政府は、5月に議会に対して「この複雑な合意が成立するためには、すばやい議会の行動が必要」と、この米印民生原子力協力合意を支持するように強く働きかけました。しかし、何人かの議員は、この法案が議会での議論を避けるためにかなり急いだ議決を狙ったことに不満を抱き、それに対して抵抗しました。米国議員と国際社会において高まる米印合意に対する懸念によって、議会の承認は少なくとも11月の米国の選挙の後まで先延ばしされると思われます。(訳:横山美奈、ピースデポ)

注

1 ポール・リッチャー「危機にあるブッシュのインド計画」『ロサンゼルス・タイムズ』06年6月3日。

<http://www.latimes.com/news/nationworld/world/la-fg-usindia3jun03,0,5223741.story?coll=la-home-world>

2006年4月3日

米議会議員の皆さま、

この手紙は、米国政府が提案しているインドとの全面的な民生原子力協力の再開がもたらす影響についての懸念を皆さまにお伝えするために書いています。

私たちは、米国やインドといった重要な国家間の絆を深めようという努力に対しては、敬意を表し支援したいと思っています。しかし、原子力技術や核分裂物質を他国へ提供するという計画は、いかなる場合も、核不拡散の基準、規範、そして仕組みを弱めることがあってはなりませんし、核兵器拡散のリスクを高めるようなことがあってはなりません。私たちは、米国提案がこのような原則を満たしていないと考えています。

この米印合意によって、インドは、全核施設について国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受けることなく、原子力支援を受けることになります。相当数の軍事施設、民間施設が保障措置の対象外となります。一方で、核不拡散条約(NPT)は、「公式な」核兵器国である5カ国以外には、すべての国に対して包括的な保障措置を要求しています。したがって、この米印合意は、保障措置を回避するためにインドにNPT加盟を避け続けようとするでしょう。

加えて、パキスタン、そしておそらくイスラエルには、中国など他の原子力技術提供国との間に、同じような取り決めを締結しようとするでしょう。

同じくらい憂慮すべきなのは、現時点でIAEAの保障措置を受け入れているイランのような国が、厳しい保障措置なしに民生原子力協力を受けるために、NPTを脱退してしまう可能性をもたらすことです。

私たちは、米国のインドに対する民生核協力提案によって核不拡散体制は損なわれ、今後インドを核不拡散慣行により同調させるのにつながることは、ほとんどないと考えています。実際、米印合意は、それがなかった場合より、核不拡散体制を脅かしています。

最も憂慮すべきなのは、この合意によって、インドが原子力発電のための核燃料輸入を許され、それによって自国の限られたウラン資源を核兵器生産に利用することができるようになるということです。間接的には、こ

の米印合意は核兵器保有量を増加させようというインドの努力を助けることになり、結果的に南アジアの核兵器競争に油を注ぐことになります。

米国とインドは兵器用核分裂物質生産禁止条約(カットオフ条約、あるいはFMCT)の実現を支援するというあいまいな約束をしています。これは内容のない美辞麗句に過ぎません。このような条約の交渉は、軍縮会議(CD)の場において散々に阻止されてきており、近い将来この交渉が開始されるなり、成功裏に成立する見込みはありません。同時に、インドは、公式の核兵器国はすべて行っている核兵器用核分裂物質の生産停止に関する要求を拒否し続けています。また、インドは、公式の核兵器国が全て行っている、包括的核実験禁止条約(CTBT)への署名も行っていない。このように、米印合意は、南アジア地域における信頼醸成と核軍縮への努力を台無しにするおそれが高いのです。

私たちは、原子力供給国グループ(NSG)加盟の政府に、インドとの取引引きを受け入れる形での、輸出規制の例外を認めないよう呼びかけています。NSG加盟国がそのようなことを行えば、他の国が自分に都合のいい相手国との間に同様の例外的対応を行うことを許すことになるからです。そうなれば、NPTや核不拡散体制の順守が損なわれることになります。

したがって、インドが厳しい軍縮、不拡散の基準に適合しない限り、私たちは私たちの政府が原子力輸出入規制を解除することに反対します。NSG加盟国において仕事を行っている者は、特に責任が重大です。なぜなら、インドが原子力平和利用の技術を得るためには、NSG加盟国政府がNSGガイドラインの変更にも同意することが必要なのですから。

米国政府の提案は、フルスコープの国際的核保障措置を受け入れない国との原子力輸出入を制限してきた長年の米国内法や政策に重大な例外を必要とするものです。したがって、米議会は原子力輸出入規制の緩和を認める最初の議会となってしまいう。

これまで30年以上にわたって慎重に作り上げてきた核不拡散の規定にインドへの例外を許すことで抜け穴を作ってしまう

で、厳格な基準を適用して核不拡散体制が損なわれることを阻止して下さるよう、心から要請いたします。

私たちは、NSG加盟国の議員が米印取引引きの利益について論争するときに、あなた方と更なる意見交換をすることを楽しみにしております。

敬具

ウタ・ツァプフ(Uta Zapf):ドイツ連邦議会議員、社会民主党外交副スポークスマン、軍縮・軍備管理・不拡散小委員会委員長

共同署名(カナ表記は暫定):
ロザリオ・ファチマ・アブルト・バルセガ(Rosario Fatima Aburto Balsega):スペイン上院外交委員会
カデル・アスマル教授(Professor Kader Asmal):南アフリカ国会議員、元防衛委員会委員長、元教育大臣
アンジェリア・ベア(Angelia Beer):ヨーロッパ議会議員、対イラン関係代表団団長、外交委員会委員
ラファエル・チェゲニ(Raphael Chegeni):タンザニア・グレート・レイクス議員平和フォーラム事務局長
デイビッド・コルター(David Coltart):元ジンバブエ議会司法・法務特別委員会委員長
ジョー・コマーチン(Joe Comartin):カナダ議会治安・国家安全保障委員会副委員長
ベラ・デュア(Vera Dua):ベルギー国会議員フランダース緑の党党首
デブ・フォスキー(Deb Foskey):オーストラリア下院法務常任委員会委員
アンナ・マリア・ゴメス(Ana Maria Gomes):ヨーロッパ議会安全保障・防衛小委員会副委員長
ジョン・ゴームレイ(John Gormley):アイルランド議会緑の党外交スポークスマン・委員長
ウテ・コツツイ(Ute Koczky):ドイツ連邦議会同盟90/緑の党開発政策議長
ケイス・ロック(Keith Locke):ニュージーランド議会緑の党外交スポークスマン
キャロリン・ルーカス(Caroline Lucas):ヨーロッパ議会緑の党主席議員
ロルフ・ムツェニツヒ(Rolf Mutzenich):ドイツ連邦議会社会民主党軍縮部会委員長
ヴァインフリート・ナッツハイ(Winfried Nachtwei):ドイツ連邦議会同盟90/緑の党安全保障政策・軍縮問題委員長
レネ・ロスベル(Rene Rospel):ドイツ連邦議会環境保護・原子炉安全小委

員会部会長
ポール・シャフェール(Paul Schafer):
ドイツ連邦議会軍縮・不拡散小委員会
委員
アラン・シンプソン(Alan Simpson):
英国議会戦争反対労働党部会長
ユルゲン・トリッティン(Juergen
Trittin):ドイツ連邦議会同盟90 / 緑
の党副議長、国際政策・人権作業

ループ・コーディネーター
ジョン・オースチン(John Austin): 英
国議会議員連合国際幹部
フランク・クック(Frank Cook): 英国
議会NATO議会議副会長
フランチェスコ・マルトネ(Francesco
Martone): イタリア上院外交委員会委
員
オースチン・ミッチェル(Austin

Mitchell): 英国議会全党世界安全保
障・不拡散グループ副議長
リュディゲール・バイト(Ruediger
Veit): ドイツ連邦議会議員
P・ガランド(P. Galand): ベルギー上
院外交防衛委員会副委員長
(以上)

(訳: 高瀬香絵、ピースデポ)

原子力施設の
環境影響評価には
テロ攻撃を含めなけ
ればならない



米高裁判決と横須賀母港化

9.11事件以降のテロ攻撃に対する不安の中で、6月2日、米国の連邦第9巡回地区控訴裁判所(日本の高裁にあたる)は画期的な判決を下した¹。原子力規制委員会(NRC)が行う原子力関連施設の許認可にあたっては、テロ攻撃や内部的なサボタージュによる影響を、NEPA(国家環境政策法)に基づく環境影響評価書(EIS)に含めなければならないとの判断を示したのである。NEPAは、環境への影響がある連邦政府機関の行為に対して、EISの作成と縦覧を義務付けている。

米NGO、「サンルイス・オピスポ・平和のための母親たち」や「シエラクラブ」は、電力会社PG&Eがディアブロ・キャニオンに計画した使用済み核燃料貯蔵施設の建設をNRCが許可するにあたって、テロ攻撃などの影響が考慮されていないとして、02年7月、原子力エネルギー法(AEA)に基づき公聴会の開催を請求し、02年9月には行政手続法(APA)に基づき、許可の差し止めを請求した。NRCの許認可委員会はこれらを却下した。この裁定を不服として提訴されたのが、この控訴審である。原告の請求にはNEPAに基づいてNRCが作成したEA(筆者注:「重要な影響は見出されない」理由のみを述べる簡便な評価書)ではなく詳細なEISを作成し、そこにテロ攻撃による影響評価を含めることが含まれていた。

NRCは、次の4つの理由から、テロ攻撃はEISで考慮する必要がないと主張した。(1)テロリストによる攻撃の可能性は、NEPAの下で当局が検討するべき、行政当局の行為によって必然的に生じられ、もしくは予期される結果とはいえない。(2)テロ攻撃のリスクを判定することは不可能なので、分析には意味がない。(3)NEPAは「最悪ケース」の分析を要求していない。(4)NEPAの公開の手続きは機微に及ぶ保安問題を議論する場として適切ではない。

控訴審判決は、AEAとAPAに基づき原告の請求は棄却したが、NEPAに関しては、NRCの主張を退け、「テロ攻撃はNEPAが求める環境影響の考慮対象外であるというN

RCの決定は合理的ではない。NRCが作成したEISによってEISに代えることは不適切であり、NEPAの原則に反する」とした。

この判決は、原子力関連施設の設置にあたってはテロ攻撃によって引き起こされる環境への影響を、警備、保安などの対策ではなく構造設計など技術的側面からも事前評価しなければならないとした点で画期的なものであった。NRCはすぐに上告したが、判例は消えることがない。

この判決は、横須賀の原子力空母母港問題に対しても重要な意味を持つ。

4月17日、米国政府が示した原子炉の安全性に関する「ファクトシート」によって、日本政府は「安全性が確認された」とした。横須賀市の蒲谷市長もこれを契機に、母港化容認へと姿勢を転じた。しかし、「ファクトシート」は、テロ攻撃やサボタージュという敵対的行為によって引き起こされる事態に関しては一切触れていない。

2000年10月12日、イエメンのアデンで起きたミサイル駆逐艦コールに対するボートを使った自爆攻撃では、17名の乗組員が死亡し、左舷に12メートル四方の穴が開くなど船体は著しく損壊した。このような事態が横須賀港や東京湾口で発生する可能性は誰も否定できない。現に日本政府は、このような可能性を認め、原子力艦船の寄航情報を公表しないように自治体に求めている。米国が自らの政策によって作ってきた敵対的関係が存在する中で、テロ攻撃の標的となりうる原子力空母を人口稠密な横須賀に受け入れるとの決定の異常さは、このような観点からも問い直さなければならない。(田巻一彦)

1 [www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/2BFBC6088AF13AA98825718000723C79/\\$file/0374628.pdf?openElement](http://www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/2BFBC6088AF13AA98825718000723C79/$file/0374628.pdf?openElement)

原爆症認定 集団訴訟を 核廃絶への 突破口に

シンガーソングライター
横井久美子さん



撮影：今井 明

昨年、『にんげんをかえせ』というCDを出しました。峠三吉の詩を、黒人霊歌である「アメージング・グレース」のメロディにのせたものです。

この歌を初めて歌ったのは、昨年3月29日の「東(あずま)訴訟判決」報告集会でした。長崎で被爆した東数男さんが、国を相手に原爆症認定を求めた裁判です。集会に激励に来て、と依頼を受けたものの、60年間も苦しみを受け続けてきた被爆者の方々に前に、いったい何を歌ったらいいのだろうと悩みました。そして集会前夜、ずっと頭にあった峠三吉の詩に曲をつけてみようと考えたのです。曲を考えていると、アメージング・グレースのメロディが浮かんできました。それで、歌の拍子を3拍子から4拍子に変えて歌ってみることにしたのです。

東裁判は、高裁で勝利判決を勝ち取りましたが、原告の東さんは、すでにその2ヶ月前に亡くなられていました。集会に集まった支援者からは、喜びと怒りの声が続々とあがっていました。その会場で、私は最初、英語の詩で、「Give me back my father. Give me back my mother」と歌い始めました。続いて、「ちちをかえせ、ははをかえせ」と日本語で歌いました。すると、一瞬にして会場の雰囲気が変わったのです。被爆者の皆さんが、「自分たちの思いを歌っているんだ」と気づいてくれたのでしょ。終わったあと、年配の女性が、「よく歌ってくれた」と涙ながらに握手をしてくれました。

実は、その集会に参加して初めて、28万人の生存被爆者のう

ち、国によって原爆症と認定されている方はわずか2000人、1%にも満たないという事実を知ったのです。以来、原爆症認定を求めて闘っている人たちがいるということ、多くの人に知ってほしい、メディアでも取り上げてほしい、と弁護士と一緒にCDをつくり、各地で歌い続けています。

集団訴訟の全国初の判決であり、原告全員の完全勝訴となった大阪地裁の判決は、それなりに新聞等でも取り上げられていましたが、もっともっと応援の声が高まっていかなければならないと思います。(注：本インタビューは、大阪地裁の勝利判決(5月12日)を受け、控訴を断念し、認定制度を改めるよう国・厚労省に求めた座り込み行動の直後に行った。後日、被爆者らの願いは届かず、厚労省は控訴した。)今日の厚労省前の座り込みにも、もっと多くの人に参加してもらいたかった。被爆者が命を削って被爆の実相を訴えていることに、日本中、世界中の人々はきちんと目を向けて欲しいと思います。いまや「ヒロシマ・ナガサキ」「ヒバクシャ」は世界語です。毎年8月6日、9日にあれただけの人が集まるのですから、それは可能なはずですよ。

今、この問題に多くの関心が集まり、人々のあいだに支援の輪が広がることは、日本や世界の核政策を変えていく、「突破口」になると考えています。核兵器廃絶につながる、私たちの未来のための運動だと思っています。

CDには大きな反響がありました。「子どもたちに伝えたい」と買ってくれる学校の先生がいました。一枚一枚買っていく人もいれば、何十枚とまとめて買い、自分の身近な人々に広げてくれる方々もいました。その一方で、「これは韓国への支援なのか」と尋ねる電話も事務所にかかってきたのですよ。日本では、広島、長崎の被爆者に対して十分な手当てが行き届いている、原爆はもう終わった問題だ、と間違った理解をしている人が多いのではないのでしょうか。

今後、各地で次々と原爆症認定集団訴訟の判決が出ます。今回の大阪地裁判決に対しても、厚労省が控訴するかもしれません。これらの裁判がどのように進んでいくのか、日本中の皆さんに注目していただきたいと思います。

歌をうたってきて37年目になりますが、自分の目や耳を通して感じたことを、音楽を通して伝えていきたいと常に思っています。歌というのは、人間のドラマなんです。私はこれからも、さまざまな人間のドラマを、一人ひとりの生きる姿を、歌にしていきたい。それは、誰かのためにやっているのではなく、自分のためにやっていることです。今回の原爆症認定訴訟への支援もそうですが、問題の存在を知ってしまったら、もう知らなかったと目をつぶって通りすぎることはできません。私たちは皆、出会ってしまったものから、目をそらしてはいけません。(談、まとめ：中村桂子)

ご注文は、
www.cdngk.net/まで



よこい くみこ シンガーソングライター。今年11月23日(祝)1時半から「歌と映像と証言によるつどい〜横井久美子メッセージライブ〜今、ヒロシマ、ナガサキ、ベトナム(よみうりホール)を予定。

7月10日発行!

イアブック 核軍縮・平和 2006

- 市民と自治体のために -

監修: 梅林宏道

発行: NPO法人ピースデポ
発売元: 高文研

A5版、301ページ
会員価格: 1500円
一般価格: 1800円(共に送料別)

同封のチラシでお
申し込みを!



<特別記事>
北朝鮮と6か国協議(チョン・ウクシク)
NPT再検討会議と国連(中村桂子)
平和主義と米軍再編(梅林宏道)
<講演録>東アジア安全保障
(高野 孟)

<52のキーワード>
<40の一次資料>

日時: 7月11日(火) 18:30~20:30
場所: 渋谷区商工会館
(JR渋谷駅東口から徒歩5分) TEL03-3406-7641
資料代: 500円
主催: 核兵器廃絶市民連絡会

6月23日から28日にかけて、「都市と地域社会:戦争を終らせ、平和で公正で、持続可能な世界をつくるための共同」をテーマにカナダ・バンクーバーで開かれた世界平和フォーラム2006。フォーラムの様をお知らせするとともに、国内のNGOが取り組みを報告しあいます。これを受けて、今後の活動の進め方等について意見交換をしていきたいと考えております。ぜひお気軽にご参加ください。

<報告者> (予定。変更になる場合があります)
岩佐幹三さん(日本被団協事務局次長)
川崎哲さん(ピースボート共同代表)
土田弥生さん(日本原水協国際部長)
石田恭子さん(原水禁国際担当)
司会: 中村桂子(ピースデポ)
(連絡先)
〒101-0053 千代田区神田美土代町11-8 SKビル2F
東神田法律事務所内
電話: 03-5283-7799 FAX: 03-5283-7791

バンクーバー
「世界平和フォーラム2006」報告会

日誌

2006.6.6~6.20

作成: 中村桂子、林公則

EU = 欧州連合、IAEA = 国際原子力機関

6月6日 EU代表、イランのラリジャーニ最高安全保障委員会事務局長と会談、「包括的見返り案」を正式に提示。

6月6日 芸術家の岡本太郎氏が60年代末、原爆投下をモチーフに制作した巨大壁画「明日の神話」修復作業が終了、報道陣に公開。

6月7日 イラン国営通信、「包括案」について「米国が30年近くわたる対イラン敵視政策を見直したといえる」とする解説記事を配信。

6月7日 60-70年代、ワルシャワ条約機構が旧西独などに核兵器も投入する攻撃作戦計画を策定していたことが機密解除の文書から判明。

6月8日 エルバラダイ事務局長、イランによるウラン濃縮活動継続を確認した報告書をIAEA理事会に提出。

6月9日 政府、防衛庁の「省」昇格法案を閣議決定。

6月12日 IAEA定例理事会、ウィーンのIAEA本部で始まる。

6月13日 米財務省、イラン・ミサイル開発支援

で、中国企業4社らの在米資産の凍結や米企業・米国民との取引停止を発表。

6月14日 上海協力機構、首脳会議を中国・上海の国際会議センターで開催。

6月14日 横須賀の蒲谷市長、市議会全員協議会で、「原子力空母の入港をやむを得ないと受け止める」。

6月15日 日米両政府、原子力空母配備に必要な横須賀港しゅんせつ工事を日本政府が実施することで合意。

6月15日 IAEA理事会、イランに包括的提案受け入れなど求める議長総括を採択。

6月15日 米英仏独仏蘭、ウラン濃縮放棄の見返りに核燃料の供給を輸入国に保障する構想をIAEA理事会に提示。

6月16日 イラン大統領、包括見返り案について、「一歩前進だ」と発言。

6月16日 マコーマック米國務省報道官、「テポドン2号」の発射実験に関し北朝鮮に発射の自制を要請。

6月17日 アジアと周辺地域の安全保障を協議するアジア相互協力信頼醸成会議首脳会議、カザフスタンのアルマトイで開催。

6月19日 小泉首相、北朝鮮がミサイルを発射した場合、「米国などとよく協議し、厳しい対応をとらなければならない」。

6月20日 政府、安全保障会議で、イラク南部サマワに駐留する陸自の撤退を決定。

沖縄

6月6日 嘉手納基地で100デシベル以上の米軍機騒音を36回記録。これまでの1日あたり同デ

シベル騒音発生回数の2倍以上。

6月12日 嘉手納飛行場に関する三連協がF15戦闘機撤去を初めて活動方針に。

6月13日 北部訓練場でのジャングル戦闘訓練を移転する可能性を海兵隊指導官が示唆。

6月14日 嘉手納町議会、米軍などに対して爆音激化などに対する抗議決議・意見書を提出。

6月15日 米軍が米軍越辺通信所の一部土地を日本政府に返還。7月31日に地主に引渡し。

6月15日 基地環境問題への対策を盛り込んだ県環境保全条例の制定について、県環境審議会が副知事に答申。

6月16日 稲嶺知事が、県環境保全条例に基地環境問題を盛り込むことを否定。

6月16日 F15戦闘機2機と空中給油機2機が未明離陸。

今号の略語

CD = ジュネーブ軍縮会議

EU = 欧州連合

FMCT = 兵器用核分裂性物質生産
禁止条約(カットオフ条約)

IAEA = 国際原子力機関

NEPA = 国家環境政策法

NPT = 核不拡散条約

NRC = 原子力規制委員会

NSG = 原子力供給国グループ

PAROS = 大気圏外における軍備競争の防止

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、山口響(ピースデポ)、大澤一枝、高瀬香絵、津留佐和子、中村和子、華房孝年、林公則、横山美奈、梅林宏道